

秋田市アンダー40 正社員化促進事業

40歳未満の非正規雇用者を 正社員転換する企業へ助成

秋田市では、市内の事業所に勤務する40歳未満の非正規雇用者の正社員化を推進するため、正規雇用転換した事業主に対して、1年間の雇用継続を確認の上、3年間補助金を交付します。

企業への
助成額

1人につき年**20**万円を**3**年間

※正規雇用転換後60日以内に申請。1社あたりの人数制限はありません

【事業の目的】

人口減少対策として、若い世代が結婚し、子どもを生き育てていくためには、安定した雇用と一定の所得が必要であることから、非正規雇用の正社員化を促進して、若年者の地元定着を目指すものです。

【対象となる事業主】

次のいずれにも該当すること。

- (1) 市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 正規雇用者を労働保険および社会保険の被保険者としていること。
- (4) 正規雇用転換を行った事業所において、当該正規雇用転換を行った日の前日から起算して6か月前の日までの間に、事業主都合により正規雇用者を解雇したことがないこと。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業や性風俗関連特殊営業接客業務受託営業を行っている。
- イ 暴力団・暴力団員と密接な関係を有する法人
- ウ 国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人
- エ その他市長が適当でないと認めたもの

本事業での「正規雇用」には以下を含みます。

- ・勤務地限定正社員
- ・職務限定正社員
- ・短時間正社員（所定労働時間週30時間以上）

本事業での「非正規雇用」は以下のとおりです。

- ・有期契約労働者
- ・正社員以外の無期雇用労働者
- ・派遣労働者

【対象となる労働者】

次のいずれにも該当すること。

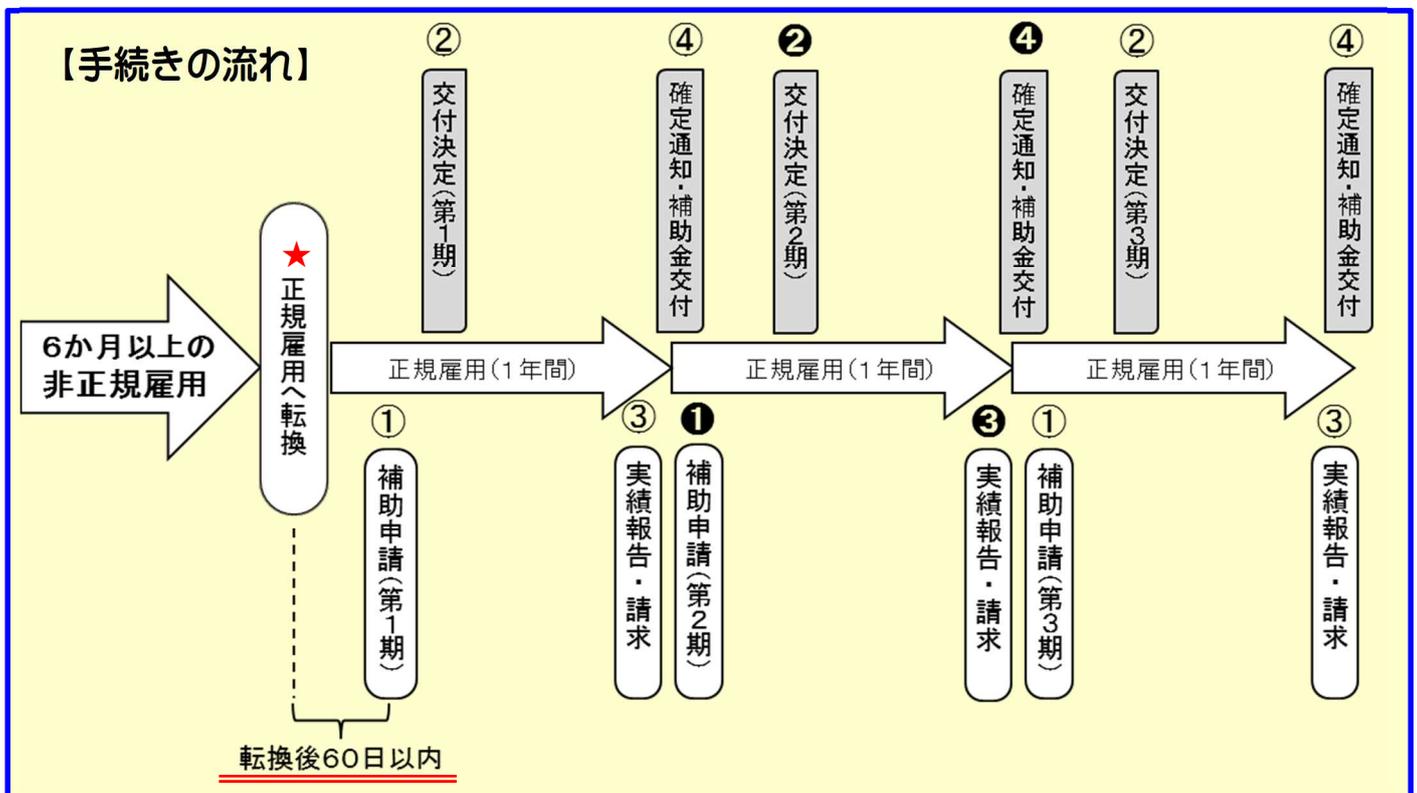
- (1) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において40歳未満であること。
- (2) 正規雇用転換により正規雇用者となった日において市内に住所を有しており、継続して市内に居住していること。
- (3) 対象事業主に6か月以上非正規雇用者（派遣労働者を含む）として雇用された後に正規雇用転換されたこと。
- (4) 正規雇用者とすることを約して雇用された者でないこと。

秋田市産業振興部企業立地雇用課（3階 窓口3-7）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 Eメール ro-inbl@city.akita.lg.jp
電話 018-888-5734 FAX 018-888-5732

R6.4 発行





申請書類 (第1期用)

秋田市アンダー40 検索

- (1) 補助申請書(様式第1号)
- (2) 対象労働者一覧表(様式第2号)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 対象労働者を正規雇用者として雇用した日前6か月間の当該対象労働者の賃金台帳の写し(給与等の状況が一覧となっているもの)
- (5) 正規雇用転換したときの雇用契約書の写し
- (6) 非正規雇用していた直近6か月分の雇用契約書又は雇入通知書の写し(派遣労働者であった場合は、労働者派遣契約書と派遣先管理台帳の写し)
- (7) 就業規則等
- (8) 秋田公共職業安定所長宛の証明書交付申請書(参考様式)と委任状
- (9) 対象事業主の納税証明書(市税に未納がない証明書)
- (10) 対象労働者が属する事業所の所在地証明書、登記事項証明書、定款の写しのいずれか

※インターネットからダウンロードできます
 ※電話・FAX・Eメールにてお気軽にご相談ください。

こちらの補助制度もご活用ください!

◆秋田市なでしこ環境整備補助金

- ・女性が働きやすい職場づくりや、仕事と子育ての両立支援に取り組む企業に対し、施設整備の費用の一部を補助します。

◆秋田市資格取得助成制度

- ・就職や正規雇用転換、キャリアアップ等に役立つ資格を取得したかたへ費用の一部を補助します。企業が負担する正規雇用者の建設運輸関連資格や技能検定の取得経費も対象とします。

◆秋田市商工業振興条例雇用促進助成金

- ・企業が一定規模以上の工場等を新增設して新規雇用を行った場合、雇用促進助成金として正規雇用者1人につき50万円、非正規雇用者1人につき10万円を交付します。